

策定の趣旨

岡山市では、「すべての市民が健康で自分らしく生きられるまち」を目指し、平成15年に「健康市民おかやま21」を策定し、市民と行政が一体となり市民の健康づくり運動を推進してきました。10年間推進する中で、地域での健康づくりを進めるための体制整備が進み、地域のネットワークが広がってきました。また、「健康を自覚できる人」の増加など市民の健康づくり運動の成果があがりました。

しかし、青壮年期に対する取り組みや、こころの健康づくりへの取り組みなど、改善すべき課題も残されています。さらに、高齢化にともなう疾病治療や介護にかかる社会の負担が一層増すと予測されるとともに、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）への対策も必要となっています。このような背景のもと、社会全体が相互に支えあいながら、市民の健康を守るための社会環境の整備がますます大切になっています。

次の10年を展望し、市民がいきいきと笑顔で過ごすことができるまち。人と人とのふれあいを大切にするまち。活気のあるまち。そうしたまちの実現にむけ、市民参画のもと「健康市民おかやま21（第2次）」を策定しました。

計画の位置づけ

- ①「健康増進法」（平成14年法律第103号）第8条に基づき策定しました。
- ②「健康市民おかやま21」の次期計画として位置づけ、継続性を保っていきます。
- ③様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために「岡山市都市ビジョン」の健康づくり分野の計画として位置づけ、関連計画との調和を図っていきます。



目指すべき姿、目的、基本理念、推進の方向性

すべての市民が健康で、心豊かに生きられるまち

健やかな暮らしを支える社会環境の実現

健康を自覚できる人の増加

基本理念

市民の主体的な
健康づくり

地域でつながり、高めあう
健康づくり

市民の健康を支え守る
ための環境整備

推進の方向性

ライフステージに応じた健康づくりの推進

6分野の健康づくり（栄養・食生活、身体活動・運動、こころ・休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康）及び生活習慣病への対策

市民、企業、専門団体、地区組織、ヘルスポランティア、公民館、学校園などとの連携による健康づくりの推進

計画の期間

計画の期間は、平成25年度～34年度までの10年間です。

計画の中間年にあたる平成29年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。